

山梨県公報

号外第二十二号

平成二十二年

三月三十一日

水曜日

目次

条例

山梨県過疎地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例……………一

条例のあらまし

山梨県過疎地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例(条例第二十六号)(税務課)

- 1 過疎地域自立促進特別措置法等の一部改正に伴い、次に掲げる改正を行うこととした。
 - (一) 過疎地域内において、事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除の対象となる設備を新設し、又は増設する期間を過疎地域自立促進特別措置法第三十一条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令第一条第一号イに定める期間内とすることとした。
 - (二) 条例の適用対象となる業種からソフトウェア業を除外し、新たに情報通信技術利用事業を加えることとした。
- 2 この条例は、平成二十二年四月一日から施行することとした。

条例

山梨県過疎地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

山梨県知事 横内 正 明

山梨県条例第二十六号

山梨県過疎地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

山梨県過疎地域における県税の特別措置に関する条例(昭和四十五年山梨県条例第三

十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「ソフトウェア業」を「情報通信技術利用事業(同法第三十条に規定する情報通信技術利用事業をいう)」に改める。

第二条第一項中「当該過疎地域の公示の日から平成二十二年三月三十一日までの間」を「過疎地域自立促進特別措置法第三十一条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成二十二年自治省令第二十号。以下この条において「省令」という。)(第一条第一号イに定める期間内)」に、「過疎地域自立促進特別措置法第三十一条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成二十二年自治省令第二十号)」を「省令」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の山梨県過疎地域における県税の特別措置に関する条例第一条の規定は、平成二十二年四月一日以後に新設し、又は増設して事業の用に供する設備について適用し、同日前に新設し、又は増設して事業の用に供した設備については、なお従前の例による。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番